

2018バーゼル法改正／廃掃法改正 金属リサイクル対策

平成30年2月23日
非鉄金属リサイクル全国連合会
リサイクル環境推進部会
福田隆

バーゼル法改正 / 廃掃法改正 / 中国輸入規制 資源リサイクルに関連する部分

法律	バーゼル法	廃棄物処理法	中国国務院弁公庁 輸入個体廃棄物の入境禁止についての通達	ナショナルロード(国門利剣)2017
改正点 ※関連部分のみ	①告示通達の特定有害廃棄物範囲を明確化し、有害雑品の輸出承認要件化 ②輸出先国でのバーゼル条約上の有害廃棄物を特定有害廃棄物と定義 ③基板輸入の輸入承認手続緩和 ④バッテリー環境汚染防止措置確認 ⑤バーゼル対象物輸出者のシップバック対応資力保証を求める	①有害使用済機器の定義 取扱い事業者の届け出 保管・処理基準遵守義務 立入・改善命令の措置対象化 ※有害・無害による廃棄物判断	①環境への危害が大きく 民衆の反応の大きい 固体廃棄物の輸入禁止 ②国内資源で代用できる 固体廃棄物を逐次輸入停止 ③生活ごみ由来の廃プラ 処理前の廃紙、繊維、V屑の 輸入禁止	2017.3開始 ライセンス借用禁止 輸入廃プラの転売禁止 輸入量制限 税金徴収の徹底 雑品中の異物0.3%以内
日程	公布:2017年6月16日 施行:公布から1年6カ月以内 2018/10施行予定	公布:2017年6月16日 施行:公布から1年以内	通達:2017年7月18日 実施:①2017年末 ②2019年末 ③2017年末	2017/11 輸入禁止リストの 詳細発表予定
影響	輸出禁止品目が増えることで 輸出のための前処理+国内処理が 促進される。	対象品取扱いへの届け出 保管・処理基準遵守	スクラップ中国向け輸出停止 →国内処理の促進・東南アジア 向け輸出へシフト	●東南アジアシフト ●輸出スペックまで国内処 理が進む
対象品	特定有害廃棄物 ●家電4品目+小家電28品目 ●業務用物品(4+28品目) ●配電盤、UPS、給湯器、黒モーター	有害使用済機器 ●家電4品目+小家電28品目 ●業務用4+28品目家電との 判別不能品		

バーゼル法改正

【改正概要】改正概要は経産省・環境省合同作成資料(PP)より引用

①規制対象物範囲の明確化

具体的な特定有害廃棄物等の範囲を法的に明確化(法第2条第1項)
→雑品スクラップを範囲に含める。

②輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加

輸出貨物のシップバック通報の予防のため、相手先国において条約上の有害廃棄物とされているものを特定有害廃棄物等に追加し、輸出承認を要件化
(香港からの液晶パネルシップバック事例を念頭)

③輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化(鉛バッテリーを想定)

明確な事項に基づき、環境汚染措置のよりの確な審査を実施し、輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化

バーゼル法改正

【改正概要】改正概要は経産省・環境省合同作成資料(PP)より引用

③前頁から続く。

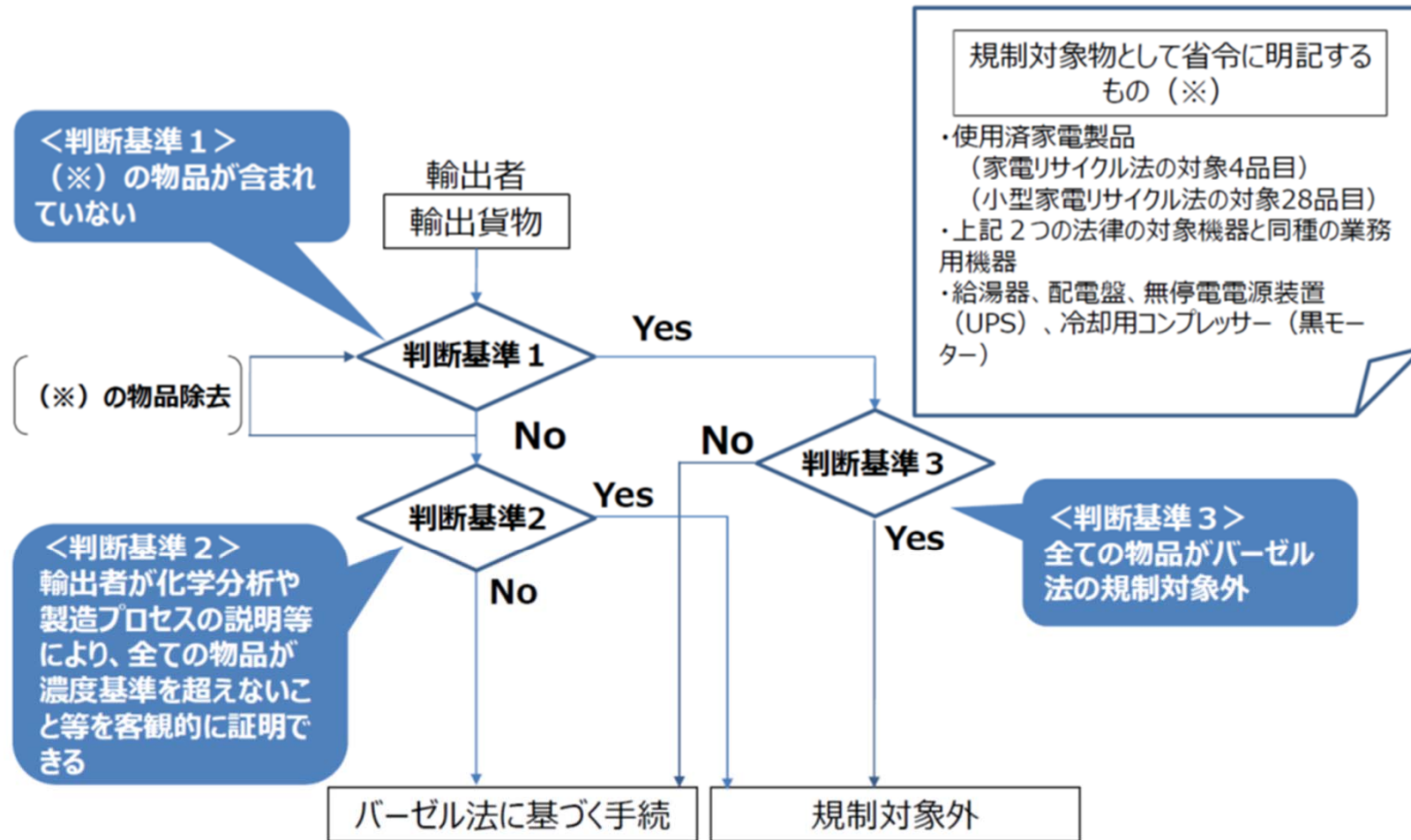
韓国向けバッテリーの不適切処理事案などを念頭に、OECD加盟国であっても処理施設の構造等を環境大臣による確認対象とする。

④途上国から輸入されるリサイクル等目的での廃電子基板などの規制撤廃
我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減
基板(e-scrap)を念頭に輸入承認を簡素化する。

⑤バーゼル法対象品輸出者への資力保証を求める
シップバックへの対応可否を判断するために、返品対応の裏付けを求める。

バーゼル法改正（規制対象物該非判断フロー）

混合物の取扱いと現場における迅速な該非判断に関する対応



廃掃法改正

【金属リサイクルに関連する改正概要】改正概要は環境省作成資料(PP)より引用

第17条2

- ①「有害使用済機器」の保管または処分を業として行おうとするものに都道府県知事への届出を義務付け
- ②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加(違反時は罰則対象)
- ④取り扱いをする事業者に対して、取引履歴などの帳簿の記載を義務付け

規制対象品目まとめ

有害使用済機器と特定有害廃棄物 区分			
	有害使用済機器 (廃棄物処理法=国内保管・処理基準)	特定有害廃棄物 (バーゼル法=資源越境 輸出基準)	備考
3階 バーゼルのみ		UPS、給湯器、配電盤、コンプレッサー	<ul style="list-style-type: none"> ①国内での保管・処分基準はないが、輸出規制対象となり国内処理となる。 ②個々の物品として分別保管されると推測。 ③前処理作業(解体)が必要になる(経済原理)。
2階	(4+28)業務用機器(家電/業務用判別不能品)	(4+28)業務用機器(全て)	<ul style="list-style-type: none"> ①業務用エアコン、冷蔵庫、プリンターなどの一部は家庭用との判別がつきずらいため、有害使用済機器とする ②特定有害廃棄物は、業務用も全て規制対象に
1階	家電4品目+小家電28品目	家電4品目+小家電28品目	<ul style="list-style-type: none"> ①シュレッダー処理が進みやすいもの ②家電リサイクル法対象物は、どこでも受け取らない流れに変わる。

対象品目詳細(家電リサイクル法4品目+小型家電リサイクル法28品目)

●小型家電28品目

- 1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 2 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
- 3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機
- 4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
- 5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 6 パーソナルコンピュータ
- 7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
- 8 プリンターその他の印刷装置
- 9 ディスプレイその他の表示装置
- 10 電子書籍端末
- 11 電動ミシン
- 12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 14 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 16 フィルムカメラ
- 17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
- 18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具

- 19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
- 20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 22 電気マッサージ器
- 23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 25 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 26 電子時計及び電気時計
- 27 電子楽器及び電気楽器
- 28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
(資料)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第一条

●家電リサイクル4品目

- 1 エアコン
- 2 ブラウン管式及び液晶・プラズマ式テレビ
- 3 冷蔵庫・冷凍庫
- 4 洗濯機・衣類乾燥機

法施行後の雑品フロー予想 ・ 前処理がポイント



関係者別 対応まとめ

資源リサイクルに関連する部分

法律	バーゼル法	廃棄物処理法	備考
排出事業者	<p>①特定有害廃棄物を販売・処理委託する場合、そのままの形で輸出ルートに流れないようにフローの確認を行う。</p> <p>②直接輸出していなければ、排出元は法令違反していない。</p>	<p>有害使用済機器を販売・処理委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出荷先が、有害使用済機器届け出事業者であることを確認する。 ●逆有償品出荷の場合、廃棄物になる可能性有、その場合、産廃許可業者への委託が必要 ●有価物を未届出者に出荷しても法令違反ではない。 	<p>逆有償の場合、廃棄物に該当するかどうか、総合判断説で決められる事になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有価物の場合 未届事業者に出荷しても違反はないが、違反を助長しており褒められたことではない。 ●廃棄物の場合 産廃許可業者への委託が必要
回収業者	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ●買取品の場合、有害使用済機器運搬の許可は不要。 ●逆有償(処理費発生)など廃棄物となる場合は、産廃の運搬許可が必要。契約・マニフェストが必要となる。 ●有価物の場合 販売先が届出済業者であることを確認する。未届者でも法令違反ではない。 	
保管・流通	<p>①直接輸出とならないように注意する。</p> <p>②特定有害廃棄物はそのままの形では輸出出来ないため、注意必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有害使用済機器を保管し、事業とする場合、届出が必要。 ●届け出の適用除外事業者あり(産廃許可、広域認定取得済業者など) 	※非鉄全連では、申請サポートを実施予定
処分	特定有害廃棄物の形態で輸出とならないように、前処理・分別処理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●有害使用済機器を処理し、事業とする場合、届出を行う。産廃となる場合、産廃許可も必要となる。 ●届出の適用除外事業者あり(産廃許可、家電・小電認定、広域認定取得業者等) 	※非鉄全連では申請サポートを実施予定

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

概要

- ・2018年4月1日から届け出事前相談・受理開始
- ・届け出種別
 - 保管(保管のみ、保管積替(選別))
 - 処分(破碎、切断、解体、溶断など)
- ・10月までの半年間が猶予期間となるようである。
 - ※ ①既存取り扱い事業者:半年間の猶予期間がある
 - ②新規の雑品取り扱い事業者:4月1日～届け出が必要
- ・有害使用済機器の取り扱いをする場合、届け出をし、保管・処分基準を守らなければならない。

バーゼル法(輸出入関連法)改正の施行は10月1日からとなり、国内の保管・処理の法制化と足並みがそろってくる。

有害使用済機器関連 保管・処分基準まとめ

	保管基準	処分基準
囲いの設置	<ul style="list-style-type: none"> 適正な保管を行うために囲いを設け、保管場所を明確化 	—
保管ヤード付近の掲示板の設置	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置、記載項目 	—
土壌・地下水汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> 容器による保管 床面の不浸透措置（コンクリートの敷設等） 排水溝・油水分離槽の設置 	—
保管高さ	<ul style="list-style-type: none"> 保管方法別の高さ、勾配 	—
飛散及び流出防止	<ul style="list-style-type: none"> フェンスの設置 容器による選別保管 保管高さ 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内処分 防塵カバー 処理に不適切な物品の除去
生活環境の保全、公衆衛生の保全等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動防止 悪臭防止 衛生環境 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動防止（屋内設置、振動防止装置、稼働時間等）
火災・延焼防止	<ul style="list-style-type: none"> 保管高さ 離隔距離 	<ul style="list-style-type: none"> 処理に不適切な物品の除去 各処理方法での対策
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特に有害性が高い物質（水銀、鉛） 発火性物質を含む部品（油） 	—

有害使用済機器 保管 届け出について

保管のみと分別・積替を行う場合の2パターンがある。

- ①保管＋積替まで取った方が、選択肢が広がる。
- ②保管場所の整備にお金がかかり過ぎる場合、鉄箱の設置などで対処する事も出来る。
- ③分解は出来ない。バッテリーなど発火物、危険物の取り外しくらいか。
- ④処分での届け出がハードルが高いと思えば、保管だけでも届け出をしておく。

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

保管基準

○ 保管場所の要件

- 周囲に囲い（荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）を設けるとともに有害使用済機器の保管の場所である旨その他保管に必要な事項を記載した掲板を設けることとする。

○ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等

- 汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこととする。
- 保管及び保管に係る作業を行うに当たり、有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置（例えば、屋外において容器を用いずに保管する場合は、隣地へ飛散しないよう敷地境界から十分離隔する、堅牢な壁で三方が囲まれている場合は、保管高を壁の高さ以下に抑えとともに壁で囲まれていない面は敷地境界から十分離隔するなど）を行うこととする。

○ 保管時の火災防止

- いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に

留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。

- 火災防止の観点から保管の高さを概ね5 m以下とし、集積面積を一定以下とする等（例えば、一の集積単位の集積面積を200m²以下とし、集積単位間の離隔距離を2 m以上とする）の措置を講ずることとする。
- 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、火災にならないよう回収し、適切に処理することとする。
- 火災及び延焼の防止の管理を容易にする観点から、廃棄物と金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管することとする。

保管基準の肝は

- ① 囲い（≡ 保管壁を兼ねる）
- ② 舗装（アスファルト、コンクリート、鉄板）
- ③ 排水対策（排水溝＋油水分離）

ポイント

- 箱保管、建屋内保管で上記対策を兼ねることも
- バラ積みならば3方を囲った方が得！
- 排水対策は、勾配と排水溝設置距離を熟慮して！

有害使用済機器 取り扱い 届け出について



図 3 地下浸透防止策の事例

(左：ヤード床面はコンクリート（350mm）で舗装。写真は工事中のもの)
(右：コンクリートの上に鉄板を敷設)



図 4 土壌・地下水汚染防止対策が不十分な床面



図 5 保管ヤードにおける排水勾配のイメージ

また、油水分離槽は、流入する汚水を処理することのできる十分な容量にするよう留意が必要です。

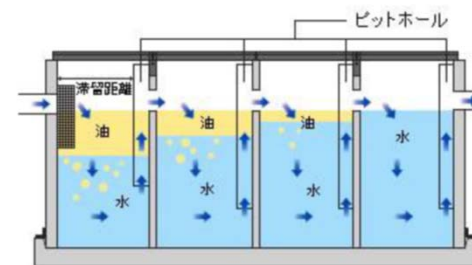


図 6 油水分離槽の概要

出典：メーカーHP

<写真：事例> 汚水の流出防止対策の事例

下記の事例では、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置しています。

また、汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な設備を設ける必要があります。下記の事例のように、油を含む汚水が発生する可能性があることから、集水面積に見合った規模の油水分離槽を設けることが有効です。

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

●バラ積みの場合・・・囲いに接している面が多いほど、容積が多く取れる

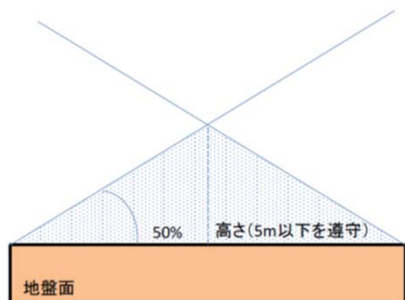


図 9 囲いに接していない場合

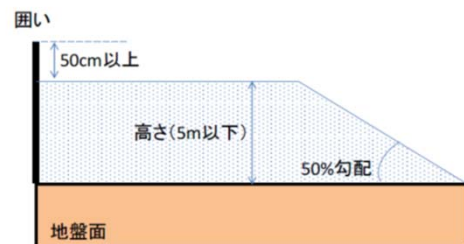


図 10 一方が囲いに接している場合

●火災対策は取りましよう

<写真：事例> 消火器が設置されている例

消火活動の円滑化の観点からヤード内には消火器を設置することが望まれます。下記の事例では複数のエリアに区切られたヤードの全てのエリア内に消火器を常備しています。



図 17 消火器の設置事例

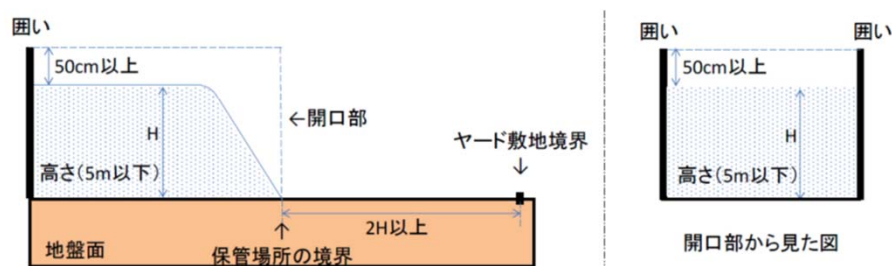


図 11 三方が囲いに接している場合

有害使用済機器 処分 届け出について

処分(破碎、切断、解体、溶断、その他)など実態に合わせて届け出を行う。

- ①手分解・機械解体での前処理で届け出を行うのは、非鉄スクラップ問屋にとって有効な集荷ソースになるのではないか？ 腕の見せ所でもある。
- ②一度有害使用済機器の定義から外れるまで分解してしまえば、後の販売・処理は好きなように出来る。
- ③調整区域や住宅地域であってもあきらめず、取れる範囲の許可を模索しよう。

※上記の内容は、自治体間での差異もあります。

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

○ 飛散・流出防止、騒音・振動防止等

- 処分に伴う有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置を行うこととする。

○ 処分時の火災発生防止

- いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。
- 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理することとする。

○ 特定の機器に係る処分基準

- 家電リサイクル法の対象4品目に該当する機器は、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法によることとする。

○ 処分施設の生活環境保全措置

- 有害使用済機器の処分に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置、処分によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置及び爆発による被害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

【火災防止等】について

有害使用済機器には前述の通り、衝撃等で発火する可能性がある物が含まれている場合があります。処分に当たっては、発火のおそれのあるものや、蛍光管、電池等処分により有害物質の飛散・流出の恐れがあるものを取り除く必要があります。また、処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に装置又は目視等により確認する必要があります。さらには、延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられます。

※水銀等を含む物品、例えば蛍光管や一部の乾電池については、分別後適正に処理する必要があります。

【施設設置時の措置】について

有害使用済機器の処分のための施設の設置に当たっては、必要に応じて防音措置を講じる、施設屋内に設置するなど周辺環境に配慮する必要があります。

【処分に伴う保管】について

有害使用済機器の保管に関しては、前節を参照ください。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について

有害使用済機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、環境大臣が定める方法により処分する必要があります。例えば、含まれる鉄、アルミニウム、銅等を回収する方法や、ハイドロフルオロカーボンが発散しないよう回収する等の措置が必要です。詳細は〇〇を参照願います。

有害使用済機器 取り扱い 届け出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみ抜粋）

第●条

有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（機器毎、受入先、受入量、取扱い法（解体、処分）、持出先、持出量等を記載。）こととする。

（解説）

有害使用済機器の保管等の業を行う者においては、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、処理方法、持出先及びその量等の取扱いの流れを把握するよう義務づけています。

なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能とします。

帳簿への記載事項は以下のとおりです。

表 帳簿への記載事項（取扱い品目毎に記載）

帳簿記載事項	備考
品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
取扱い法（解体、処分）	受け入れた有害使用済機器の取扱い方法を記載。 （選別、解体、破碎（切断）、圧縮等の別）
持出先	有害使用済機器（及びその解体、処分等を行った後の産物、残渣等）を含む貨物について、持出先を記載。複数の持出先がある場合は、貨物毎に全ての持出先を記載。 ※受け入れた機器を、処分等をおこなわずそのまま持ち出す場合は、受け入れと同様の品名を記載。 ※処理により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエーター」等の持出物品の品目名で記載。
持出量	有害使用済機器の持出量について記載します。複数の持出先がある場合には、品目毎、引渡先毎に記。

有害使用済機器 届出事項

届出事項	項目
申請者の基本情報	氏名又は名称
	住所
	その他申請者の基本情報を示す書類
事業一般に関する事項	事業所及び事業場の所在地
	事業計画の概要
	事業開始年月日
	事業場の概要
	事業場の面積
	付近の見取図
	事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類
保管に関する事項	保管する品目
	保管場所の面積
	保管量・保管高の上限
	保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
処分に関する事項	処分の方法
	処分する品目・数量
	処分施設の種類・数量・設置場所・構造の概要がわかる図面（平面図、構造図）

有害使用済機器 届け出 アクション

保管・処分にかかわらず以下のアクションをしましょう。

① 4月1日になったら、都道府県庁の環境課など窓口部署に行き、事前相談をしましょう。

●事前相談 → 産廃の許可取得済 → 届け出適用除外対象
→ 届け出必要となる場合
→ 許可がない場合 → 届け出が必要

●届け出が必要となる場合

どのような内容で取りたいのかを相談し、進めていきましょう。

② 自社で申請しない場合や不安な時は、行政書士に頼みましょう。

有害使用済機器 届け出後の帳簿付け

受入 帳簿記載例

【機密性2】

帳簿記載例A：保管及び処分 受入 （有害使用済機器及び他の機器との混合物を受入し、破碎等処理後持ち出す想定）

(H〇〇年〇〇月)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	処理(再生)年月日	取扱(処理)	備考
混合※3	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	
パソコン、プリンター	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、解体、破碎	バッテリーを除去
エアコン	H〇〇.〇〇.〇〇	F社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	
混合	H〇〇.〇〇.〇〇	E社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破碎	バッテリー、蛍光管を除去
...			
...			
...			
...			
合計			〇〇kg			

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

有害使用済機器 届け出後の帳簿付け

出荷 帳簿記載例

【機密性2】

帳簿記載例 A：保管及び処分 引渡 （有害使用済機器及び他の機器との混合物を受入し、破砕等処理後持ち出す想定）

(H〇〇年〇〇月)

引渡品目※1	引渡先	引渡年月日	引渡重量※2	備考
基板	カ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
アルミ	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
銅	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
鉄	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
ダスト	ク社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H〇〇.〇〇.〇〇	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
...	
...	
合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：引渡重量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

有害使用済機器関連 罰則規定

罰則もさることながら「廃掃法違反」となることが重い。社会的制裁となる。

<罰則規定>

	罰則の対象者	懲役・罰金
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

有害使用済機器関連 対応・法令違反パターンまとめ・おさらい

法律	バーゼル法	廃棄物処理法	備考
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物を直接輸出 NG ● 特定有害廃棄物を国内販売 OK 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害使用済機器(有価物)を未届出業者に販売違反ではない。但し、違反行為を助長している。 ● 有害使用済機器(産廃)を届出業者(産廃許可無)に処理費を払って処理委託。 NG ● 有害使用済機器(有価)を届出業者に販売 OK 	逆有償の場合、廃棄物に該当するかどうか、総合判断説で決められる事になる。
回収業者	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害使用済機器(有価)を運搬 誰でもOK ● 有害使用済機器(産廃)を、産廃許可なく運賃をもらって運搬。NG 	産廃の場合、マニフェスト、契約書が必要
保管・流通	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物を直接輸出 NG ● 特定有害廃棄物を国内販売 OK 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害使用済機器(有価)を保管し、事業とする場合、届出を行えば、取り扱いOK ● 有害使用済機器(産廃)を保管し、事業とする場合、産廃積替え保管許可、運搬許可が必要。 	※届出適用除外かどうかは、各都道府県庁で確認する。 ※行政書士への許可取得サポートを活用してもよい。
処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物を加工処理し、対象物にならない形で国内販売・輸出 OK 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害使用済機器(有価)を処理し、事業とする場合、届出を行えば、加工処理 OK ● 有害使用済機器(産廃)を処理する場合、産廃許可が必要 	※届出適用除外かどうかは、各都道府県庁で確認する。 ※行政書士への許可取得サポートを活用してもよい。

有害使用済機器法制化にまつわる諸点 まとめ

①届け出をする事で、取り扱いが可能。

非鉄スクラップ業者にとっては、特定品目の分解などで力が発揮できるのでは！？

②不適正事業者については通報して取締りをしてもらう。

③届け出をする事で仕入競争に有利になる

空調、電気工事など、有害使用済機器やバーゼル法の輸出禁忌品目を国内分別で、仕入元にアピールする。適正価格での仕入れと顧客層の適正化にもメリットが。

なるべく川上から営業して、違法操業者(中国系に多くみられる)との過当競争から外れる

④家庭用ACを中心とした、雑品取り扱いは、徐々に適正化すると見込まれる。

仕入元に家電4品目は仕入できませんと堂々と伝えられる雰囲気が変わる。

参考までに当社は、2001年家電R法施行時から家電品は一切断っているが、安定的に業務用ACは入荷しており、本件で顧客と問題になったことはない。

⑤コストアップ要因ではある

入荷量増＋粗利幅増＝粗利金額増 > イニシャル投資＋コスト増
廃掃法の枠組み内で商売をしている産廃処理事業者の利益率は一般的に高い。